

## 1 2 知的障害児（者）が療育手帳の交付を受けるには

療育手帳とは、知的障害児や知的障害者に一貫した指導・相談を行うとともに、各種サービスを受けやすくするためのものです。

### 1 対象者

県児童相談所、仙台市発達相談支援センター（北部アーチル、南部アーチル）又は県リハビリテーション支援センターにおいて知的障害と判定された方。

### 2 交付申請手続き

#### (1) 申請窓口

市区（社会）福祉事務所、町村福祉担当課

#### (2) 必要な書類等

イ 療育手帳交付申請書

ロ 写真（縦4cm×横3cm）2枚

ハ 印鑑（本人自署の場合は不要）

ニ 以下のいずれかの書類

（イ）知的障害児・知的障害者本人の個人番号カード

（ロ）通知カードと顔写真により確認できる書類1つ  
（運転免許証、旅券、療育手帳など）

（ハ）通知カードと以下の書類2つ以上

（公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など）

#### (3) 判定を行う機関

イ 18才未満の児童 県児童相談所、仙台市発達相談支援センター（アーチル）

ロ 18才以上の方 県リハビリテーション支援センター、仙台市発達相談支援センター（アーチル）

#### (4) 交付後必要とする届け出事項

イ 本人やその保護者の氏名又は住所が変わった場合

ロ 手帳を紛失、破損した場合

### 3 交付後の障害の程度の確認

手帳の交付後、原則として18才未満は2年ごとに、18才以上は5年ごとに障害の程度を確認するため、県児童相談所及び仙台市発達相談支援センター（アーチル）又は県リハビリテーション支援センターにおいて判定を行います。

### 4 手帳所持者が受けられる制度

療育手帳は障害の程度によりA又はBに区分され、障害の程度に応じて次のようなサービスを受けられます。

(1) 特別児童扶養手当の受給資格認定

(2) 重度心身障害者医療費助成

(3) 国税、地方税の優遇措置

(4) 心身障害者扶養共済制度への加入

(5) 公営住宅の優先入居 など

#### 〔問い合わせ先〕

・各市区（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課